

新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

初 版 令和 2 年 3 月 31 日

公益財団法人 長崎県健康事業団

改定履歴

版	改定頁	変更内容	作成	承認
1		新規作成	2020/03/31	2020/03/31

1. 目的

当健康事業団が行う健診事業において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じることにより、各種事業を継続(もしくは必要に応じて延期)し、社会的責任を果たすことを目的とする。

2. 危機管理体制の整備

(1) 新型コロナウイルス感染症対策委員会の設置

長崎県での集団発生が認められた場合には、前項の目的を達成するための対策を協議、決定する「新型コロナウイルス感染症対策委員会」を設置する。この委員会は安全衛生管理規程による衛生委員会の委員で構成され、協議事項が生じた場合は、委員長が招集し開催する。

(2) 健診事業の継続もしくは延期の決定

長崎県や医師会等により情報収集を行い、集団発生が認められた地域については、健診事業課が委託元と協議し、事務局長が健診事業の実施もしくは延期を決定する。事務局長が健診事業の延期を決定した場合には、健診事業課にて速やかに委託元への連絡を行う。

3. 感染拡大防止対策の徹底

(1) 委託元へのお願い

- ①事前に熱を測ってから健診に来ていただくよう受診者へ周知していただく。
また、掲示により健診受診をお控えいただく可能性がある場合を了承いただく。
- ②密集する時間をできるだけ短くするために、会場や検診車内に誘導する人数を制限する。
またレントゲン撮影用シャツ等の事前準備を徹底していただき、スムーズな着替えにご協力いただく。
- ③肺機能検査については、当面中止することを了承いただく。

(2) 受診者への対応

- ①以下の健診受診をご遠慮いただく方について、ホームページへの掲載と健診会場への掲示を行う。

健診受診をお控えいただく方

- ア 風邪(咳・のどの痛み・鼻水)の症状や37.5度以上の発熱がある。
(解熱剤を飲み続けなければならない時を含む。)
- イ 強い怠さ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
- ウ 新型コロナウイルス感染(疑い)のある方と濃厚接触して14日以内の方。
- エ 海外への渡航歴があり、帰国して14日以内の方。

- ②委託元と協議の上、受付に手指消毒剤等を備え付け、受診者に利用してもらう。
- ③健診会場や検診車内の換気を定期的に行う。検診車内の換気扇は常時回しておく。
- ④受診者が触れる部分の消毒をこまめに行う。
- ⑤健診に従事する際には、マスクを使用する。また採血に従事するスタッフは、受診者毎に手袋を交換する。

(3) 事業団職員の感染予防、健康管理

- ①出勤前に体温測定を行い、37.5以上の発熱ある場合には、所属長に報告し自宅待機とする。
- ②風邪症状（咳・のどの痛み・鼻水）、強い怠さ（倦怠感）、息苦しさ、37.5以上の発熱が4日以上続く場合には、帰国者・接触者相談センターに相談する。
- ③健診の出発前に、所属課ごとに体温測定と記録を行う。
健診打合せや保健指導、挨拶まわり等の場合でも同様の対応をとる。
- ④出勤時、外出先から戻った時、健診会場到着時、午後の健診再開時等において、こまめにせっけんによる手洗いをを行う。
- ⑤健診に従事する際には、マスクを使用する。また採血に従事するスタッフは、受診者毎に手袋を交換する。
- ⑥庁舎内の換気を定期的に行う。

(4) 来庁者への対応

- ① 正面玄関入り口に、37.5度以上発熱のある方等の庁舎への入場をご遠慮いただく文書を掲示する。
- ② 正面玄関入り口に、外来者用の手指消毒剤を設置し、使用を促す。

4. 関係機関との連携及び最新情報の入手と検討

- (1) 実施主体である市町及び事業所等と予防対策強化について連携をはかる。
- (2) 厚生労働省、都道府県、市町及び医師会等からの最新の情報に留意し、健診機関としての役割を果たすために随時協議を重ね、本マニュアルを改訂し実行する。